

電気需給約款

(低圧)

取次用

2026年4月1日実施

シナネン株式会社

Powered by シナネンエナジーテック株式会社

電気需給約款（低圧）取次用目次

第1章 総則	- 1 -
第1条 適用	- 1 -
第2条 本約款等の変更	- 1 -
第3条 定義	- 2 -
第4条 単位および端数処理	- 3 -
第5条 実施細目等	- 4 -
第2章 契約について	- 4 -
第6条 電気需給契約締結前の確認事項	- 4 -
第7条 契約の要件	- 4 -
第8条 電気需給契約の成立および契約期間	- 5 -
第9条 需要場所	- 5 -
第10条 電気需給契約の単位	- 5 -
第11条 供給の開始	- 6 -
第12条 供給の単位	- 6 -
第13条 承諾の限界	- 6 -
第14条 電気需給契約書の作成	- 6 -
第3章 契約種別	- 6 -
第15条 契約種別	- 6 -
第4章 料金の算定および支払い	- 8 -
第16条 料金	- 8 -
第17条 料金の適用開始の時期	- 8 -
第18条 検針日	- 8 -
第19条 料金の算定期間	- 8 -
第20条 使用電力量等の計量	- 9 -
第21条 料金の算定	- 9 -
第22条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法	- 9 -
第23条 延滞利息	- 11 -
第24条 保証金	- 11 -
第5章 使用および供給	- 11 -
第25条 適正契約の保持	- 11 -
第26条 意図的に空番	- 11 -
第27条 意図的に空番	- 11 -
第28条 需要場所への立入りによる業務の実施	- 11 -
第29条 電気の使用にともなうお客さまの協力	- 12 -

第 30 条 供給の停止	- 12 -
第 31 条 供給停止の解除	- 13 -
第 32 条 供給停止期間中の料金	- 13 -
第 33 条 違約金	- 13 -
第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	- 13 -
第 35 条 意図的に空番	- 14 -
第 36 条 損害賠償の免責	- 14 -
第 37 条 設備の賠償	- 14 -
第 6 章 契約の変更および終了	- 14 -
第 38 条 電気需給契約の変更	- 15 -
第 39 条 名義の変更	- 15 -
第 40 条 電気需給契約の廃止	- 15 -
第 41 条 需給開始後の電気需給契約の終了・変更に伴う料金の精算	- 15 -
第 42 条 需給開始後の電気需給契約の終了・変更に伴う工事費の精算	- 15 -
第 43 条 解約等	- 16 -
第 44 条 電気需給契約終了後の債権債務関係	- 16 -
第 7 章 工事および工事費の負担	- 17 -
第 45 条 供給設備の工事費負担	- 17 -
第 46 条 計量器等の取付け	- 17 -
第 8 章 保安	- 17 -
第 47 条 保安の責任	- 17 -
第 48 条 保安等に対するお客さまの協力	- 18 -
第 9 章 その他	- 18 -
第 49 条 連絡体制	- 18 -
第 50 条 守秘義務	- 18 -
第 51 条 暴力団排除条項	- 18 -
第 52 条 管轄裁判所	- 19 -
附 則	- 20 -

第1章 総則

第1条 適用

- (1) 当社が取次を行うことにより成立した電気需給契約に関しシナネンエナジーテック株式会社が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として低圧にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款および料金表（以下「本約款等」といいます。）によります。
- (2) 本約款等は、以下の地域に適用いたします。

供給エリアの名称	該当地域
北海道エリア	一般送配電事業者としての北海道電力ネットワーク株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含みます。以下他の一般送配電事業者につき同じ。）の供給区域である北海道をいいます。
東北エリア	一般送配電事業者としての東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県をいいます。
東京エリア	一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域である栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）をいいます。
中部エリア	一般送配電事業者としての中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県をいいます。
北陸エリア	一般送配電事業者としての北陸電力送配電株式会社の供給区域である富山県、福井県、石川県（一部を除きます。）および岐阜県の一部をいいます。
関西エリア	一般送配電事業者としての関西電力送配電株式会社の供給区域である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部をいいます。

第2条 本約款等の変更

- (1) 当社は、本約款等に関して、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、みなし小売電気事業者がお客さまの契約種別に相当する当該みなし小売電気事業者の契約種別、料金プラン等の基本料金もしくは電力量料金を改定（料金体系に影響を及ぼす約款等の改定を含みます。）した場合、法令・条例・規則等の改正により本約款等の変更の必要が生じた場合、電力広域的運営推進機関が定める定款・業務規程・送配電等業務指針等または日本卸電力取引所が定める各種規程等の改正その他の電気需給契約に関連する制度の変更等により当社に新たな負担が生じた場合、電力市場における取引価格の著しい高騰や発電用燃料費の高騰が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、お客さまの了承を得ることなく、本約款等を変更することがあります。この場合には、本約款等に定める供給条件は、原則として、料金にかかわる条件は変更の効力発生日直後の検針日から、その他の供給条件は変更の効力発生

日から、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

- (2) 本約款等の変更または電気需給契約の変更にともない、第(3)項に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社のウェブサイトへの掲載等の電磁的方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社のウェブサイトへの掲載等の電磁的方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともなわって当然に必要なとされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をともなわらない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

第3条 定義

以下の用語は、本約款等においてそれぞれ以下の意味で使用いたします。

- (1) 「休日」：原則として、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日（ただし、東北エリアについてはこれに加えて1月4日、北陸エリア及び中国エリアについては4月30日に代えて1月4日）とし、当社がみなし小売電気事業者に準じて定める日とします。
- (2) 「平日」：休日を除く日とします。
- (3) 「夏季」：毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (4) 「その他季」：毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (5) 「昼間時間」：昼間時間と夜間時間を区別する場合は、該当する料金表に記載のとおりとします。
- (6) 「夜間時間」：昼間時間と夜間時間を区別する場合は、該当する料金表に記載のとおりとします。
- (7) 「低圧」：標準電圧100ボルトまたは200ボルトのものをいいます。
- (8) 「契約電流」：契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (9) 「契約容量」：契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 「契約電力」：契約上使用できる最大電力（キロワット）をいい、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- (11) 「契約使用期間」：契約上電気を使用できる期間をいいます。
- (12) 「最大需要電力」：記録型計量器により計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値をいいます。
- (13) 「使用電力量」：お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器

により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

- (14) 「**一般送配電事業者**」：北海道エリアにおいては北海道電力ネットワーク株式会社、東北エリアにおいては東北電力ネットワーク株式会社、東京エリアにおいては東京電力パワーグリッド株式会社、中部エリアにおいては中部電力パワーグリッド株式会社、北陸エリアにおいては北陸電力送配電株式会社、関西エリアにおいては関西電力送配電株式会社（いずれも、事業の全部の譲渡、合併または会社分割等（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてその一般送配電事業を承継した者を含みます。）をいいます。
- (15) 「**みなし小売電気事業者**」：北海道エリアにおいては北海道電力株式会社、東北エリアにおいては東北電力株式会社、東京エリアにおいては東京電力エナジーパートナー株式会社、中部エリアにおいては中部電力ミライズ株式会社、北陸エリアにおいては北陸電力株式会社、関西エリアにおいては関西電力株式会社（いずれも、その小売電気事業を承継した者を含みます。）をいいます。
- (16) 「**日本卸電力取引所**」：一般社団法人日本卸電力取引所をいいます。
- (17) 「**再生可能エネルギー発電促進賦課金**」：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (18) 「**需給地点**」：電気の需給が行われる地点をいい、一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点とします。
- (19) 「**消費税等相当額**」：消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (20) 「**営業日**」：日曜日および銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日以外の日をいいます。
- (21) 「**供給エリア**」：北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリアおよび関西エリアの別をいいます。
- (22) 「**実量制**」：一般送配電事業者がお客さまの需要場所の接続契約に係る契約電力が接続供給電力の最大値に基づき算定されている場合をいいます。

第 4 条 単位および端数処理

本約款等において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワット(W)または 1 ボルトアンペア(VA)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロボルトアンペア未満となる場合は、契約容量を 1 キロボルトアンペアといたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、0.5 キロワット未満となる場合は、契約電力および最大需要電力を 1 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。

第5条 実施細目等

- (1) 本約款等の実施に必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本約款等に定めのない特別の事情が生じた場合は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

第2章 契約について

第6条 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承認のうえ、契約種別、供給電気方式、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、使用開始希望日、契約使用期間および料金の支払方法その他必要な事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、他の小売電気事業者からの切替えの場合においては、契約種別は、お客さまが需要場所において当該他の小売電気事業者と締結していたものと原則として同種の契約種別を適用するものとします。これを変更するときまたは同種の契約種別がないときは、お客さまと当社との間で協議し、決定することといたします。
- (2) 契約電流ならびに契約容量については、お客さまからの申出、使用状況または現状の建物付随の設備によって決定するものとします。また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出いただきます。なお、お客様の契約電流、契約容量および契約電力について、一般送配電事業者がお客さまの需要場所の託送契約を実量制として定めている場合は、お客様の各月の契約電流、契約容量および契約電力は、過去1年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値に応じた値といたします。
- (3) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

第7条 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守していただきます。

第8条 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいた上、契約条件について当社と合意に達したときに成立いたします。なお、本約款等において「電気需給契約」または「電気需給契約書」という場合、第14条（電気需給契約書の作成）に従い作成するものの他、お客さまからご提出いただく申込書に当社が承諾したものを含むものとします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、需給開始日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。以下同じです。）の末日までといたします。ただし、本約款等の適用開始の日が属する年度の末日までに契約使用期間（契約上利用できる期間をいいます。）が満了する契約種別の契約期間は、電気需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。
 - ロ 契約期間満了日の14日前または電気需給契約書において別途定める日がある場合はその日までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後、1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
 - ハ 契約期間が更新される場合、当社は更新前に書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、かつ、更新後に、当社の名称および住所、電気需給契約の契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号について、当社のウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断した方法によりお客さまへお知らせすることとし、お客さまはこのことについて、あらかじめ承諾していただくものといたします。

第9条 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、「構内」とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、「建物」とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、第(1)項にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物またはその部分等が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は原則として当社においても同様の取扱といたします。

第10条 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1名もしくは1法人または1需要場所について、原則として1電気需給契約を締結します。ただし、次の場合には、複数の電気需給契約を締結することができます。

- イ 1需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別と動力を使用する需要に適用する契約種別とをあわせて契約する場合
- ロ 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、一般送配電事業者等が

技術上、保安上適当と認めた場合

第 11 条 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾した場合には、原則として、契約の切替に要する標準的な期間満了後の最初の検針日または計量日を需給開始日として定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。ただし、ご指定日がある場合、ご指定日より供給開始いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた需給開始日を延期する場合、お客さまには、需給開始がなされるまでの基本料金の 50%相当額を負担していただきます。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 12 条 供給の単位

当社は、特別の事情がない限り、1 需要場所につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

第 13 条 承諾の限界

当社は法令、電気の需給状況、一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の電気需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

第 14 条 電気需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

第 3 章 契約種別

第 15 条 契約種別

- (1) 契約種別は、第 6 条（電気需給契約締結前の確認事項）第(1)項に従い定めるものとし、供給エリアごとに次のとおりとします。

供給エリア	契約種別
北海道エリア	シナネンでんき B
	シナネンでんき C
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネンでんき C

	カーボンオフセットシナネン低圧電力
東北エリア	シナネンでんき B
	シナネンでんき C
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネンでんき C
	カーボンオフセットシナネン低圧電力
東京エリア	シナネンでんき B
	シナネンでんき C
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネンでんき C
	カーボンオフセットシナネン低圧電力
中部エリア	シナネンでんき B
	シナネンでんき C
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネンでんき C
	カーボンオフセットシナネン低圧電力
北陸エリア	シナネンでんき B
	シナネンでんき C
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネンでんき C
	カーボンオフセットシナネン低圧電力
関西エリア	シナネンでんき A
	シナネンでんき B
	シナネン低圧電力
	カーボンオフセットシナネンでんき A
	カーボンオフセットシナネンでんき B
	カーボンオフセットシナネン低圧電力

- (2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、当社とお客さまとの協議により決定させていただくものとし、特段の合意のない事項については、みなし小売電気事業者において当該契約種別（当該契約種別が存在しない場合は類似のもの）につき適用される、みなし小売電気事業者が公表する約款、要綱その他これらに類するもの（以下「**みなし小売電気事業者の約款等**」といいます。）に準じて決定するものとします。なお、お客様の契約電流、契約容量および契約電力について、一般送配電事業者がお客さまの需要場所の託送契約を実量制として定めている場合は、お客様の各月の契約電流、契約容量および契約電力は、過去1年間の各月の最大需要電力のうち、最も大きい値に応じた値といたします。
- (3) カーボンオフセットシナネンでんき A、カーボンオフセットシナネンでんき B、カーボンオフセットシナネンでんき C およびカーボンオフセットシナネン低圧電力の契約種別特徴は次のとおりとします。

イ カーボンオフセットシナネンでんき A、カーボンオフセットシナネンでんき B、カーボンオフセットシナネンでんき C およびカーボンオフセットシナネン低圧電力は、当

社が非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。）、J-クレジットまたはグリーン電力証書を使用し、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとなる電気として、お客さまに供給いたします。

- ロ 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書は発電所や電源の種類、環境価値の由来を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書の調達状況が悪化した場合、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロにならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

第4章 料金の算定および支払い

第16条 料金

- (1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、年間使用電力量、月間使用電力量、最大および最小の日負荷電力量、休業予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報をあらかじめ提出していただきます。
- (2) 契約種別ごとの料金は、料金表に定めるとおりといたします。

第17条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第18条 検針日

検針日は、託送供給等約款に定めるところによるものとし、検針は、当社がお客さまごとにあらかじめお知らせした日に、各月ごとに一般送配電事業者が行うものとします。また、記録型計量器により計量する場合は、電力計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日を検針日といたします。なお、非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合には、あらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

第19条 料金の算定期間

料金の算定期間は、次の場合を除き、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「**検針期間**」といいます。）といたします。

- イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- ロ 契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合の料金の算定期間は、変更日から直後の検針日の前日までの期間といたしま

す。

- ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。

第 20 条 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として記録型計量器に記録された値の読みによるものとし、第 18 条（検針日）に規定する検針日における記録型計量器の読み（電気需給契約が終了した場合は、原則として終了時における記録型計量器の読みといたします。）と前回検針時の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始時における記録型計量器の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 一般送配電事業者の記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 21 条 料金の算定

- (1) 料金は、第 19 条（料金の算定期間）イ、ロまたはハに定める場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに、当該契約種別の料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) 第 19 条（料金の算定期間）イまたはロの場合、託送基本料金相当額に関しては日割計算とします。その算定方法は、託送基本料金相当額に供給した日数（以下、本項において「日割計算対象日数」といいます。）を乗じ、該当する月の全日数で除した金額とします。ここに、「日割計算対象日数」とは、第 19 条（料金の算定期間）イの場合においては、電気の供給の開始日および再開日を含み、休止日、停止日および終了日を除くものといたします。
$$1 \text{ ヶ月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{料金の算定期間の日数}}$$
- (4) 第 19 条（料金の算定期間）イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、第 19 条（料金の算定期間）ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。

第 22 条 料金の支払義務ならびに支払期日および支払方法

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 原則として検針日といたします。ただし、第 20 条（使用電力量等の計量）第(2)項の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) お客さまの料金の支払期日は、下記のイからニまでの場合を除き、別途定めのない限り支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。なお、支払期日が営業日でない場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

- イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。
 - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
 - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 第(3)項イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期日は、次のとおりといたします。
- イ 第(3)項イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期日を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日といたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から2営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して2営業日後の日といたします。
 - ロ 第(3)項イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して5営業日後の日といたします。
- (5) お客さまが、第(3)項イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (6) お客さまが料金を自動引落しにより支払われる場合は、料金については毎月当社が定める日に、その他についてはそのつど、お客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引落しさせていただきます。かかる自動引落しがなされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、引落とし手数料は当社が負担いたします。
- (7) お客さまが料金をクレジットカード払いにより支払われる場合は、電気需給契約に定める、料金に関するクレジットカードの利用日に、当社に対する支払いがなされたものとして取り扱います。但し、クレジットカードによる支払いがクレジットカード会社により承認されなかった場合を除きます。
- (8) 前二項に定める場合において、お客さまが指定する金融機関の該当口座から自動引落しがなされなかった場合またはお客さまが指定するクレジットカードによる支払がなされなかった場合には当社が指定する銀行口座に料金をお振込みいただきます。また、この時、振込手数料はお客さまのご負担となります。当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (9) お客さまが料金を当社の指定口座に振り込む方法により支払われる場合は、毎月当社が定める日までに、当社が指定する銀行口座に料金をお振込みいただきます。振込手数料はお客さまのご負担となります。
- (10) 当社は、前四項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、前四項にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (11) 当社は、領収書および支払証明書は発行しないものといたします。

第23条 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金の金額に年 14.6 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。ただし、料金を自動引き落としの方法により支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第24条 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。ただし、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、契約期間満了の日以降 60 日目の日までといたします。
- (3) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期日を経過してもなお料金が支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (4) 保証金については利息は付さないものとします。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても電気需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第(3)項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

第5章 使用および供給

第25条 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第26条 意図的に空番

第27条 意図的に空番

第28条 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客

さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- ② 第 48 条（保安等に対するお客さまの協力）第(1)項または第(2)項によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- ③ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ④ 計量器の検針または計量値の確認
- ⑤ 第 30 条（供給の停止）、第 40 条（電気需給契約の廃止）第(1)項または第 43 条（解約等）により必要な処置
- ⑥ その他本約款等によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 29 条 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、第(1)項に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに従っていただきます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社および一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

第 30 条 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって不正に電気を使用された場合
 - ニ 第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 第 29 条（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合
 - ヘ その他お客さまが電気需給契約書または本約款等に違反した場合。
- (3) 第(1)項および第(2)項によって電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

第 31 条 供給停止の解除

第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第 32 条 供給停止期間中の料金

第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は託送基本料金相当額の 50%相当額を第 21 条（料金の算定）第(3)項により停止期間中の日数につき日割計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

第 33 条 違約金

- (1) お客さまが第 30 条（供給の停止）第(2)項ロまたはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 第(1)項の「免れた金額」とは、電気需給契約および本約款等に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 ヶ月以内で当社が決定した期間といたします。

第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 次の場合には、電気の供給が行われている時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむをえない場合
 - ハ 非常変災の場合
 - ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合等一般送配電事業者が電気の供給を

中止または使用を制限もしくは中止する要請を行った場合

- (2) 第(1)項の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。
- (3) 第(1)項の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

第 35 条 意図的に空番

第 36 条 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合にも、それが当社の責めとなる理由によるものを除き、お客さまの受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 第 34 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）第(1)項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、それが当社の責めとなる理由によるものであるものを除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが第 6 条（電気需給契約締結前の確認事項）第(2)項による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給が停止された場合、第 43 条（解約等）、または期間満了によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、それらが当社の責めとなる理由によるものを除き、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負わないことといたします。

第 37 条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- ① 修理可能の場合
修 理 費
- ② 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工事との合計額

第 6 章 契約の変更および終了

第 38 条 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、第 2 章（契約について）に定める新たな電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

第 39 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

第 40 条 電気需給契約の廃止

- (1) 電気需給契約は、その期間満了をもって終了いたします。ただし、第 8 条（電気需給契約の成立および契約期間）第(2)項ロによって電気需給契約が更新された場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社所定の様式にて当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (3) 電気需給契約は、第 43 条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社所定の様式にて当社に通知された廃止期日に終了いたします。
 - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が終了したものといたします。
 - ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。
- (4) 第 43 条（解約等）によって、当社が電気需給契約を解約した場合は、解約日に電気需給契約は終了するものといたします。

第 41 条 需給開始後の電気需給契約の終了・変更に伴う料金の精算

お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された後に、1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、電気需給契約が終了する場合またはお客さまが契約電力を減少もしくは増加される場合で、電気需給契約の終了または変更において、当社が接続供給契約に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまから申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 42 条 需給開始後の電気需給契約の終了・変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約容量もしくは契約電力の変更または電気需

給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該電力会社から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまから申し受けます。ただし非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第43条 解約等

- (1) 当社は、法令や制度の変更、発電用燃料費の高騰、一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰等、国内の電力事情および当社の事業環境に急激な変化が生じ、その状態が解消される見込みが立たず、当社による供給の継続が難しい状態となった場合には、解約日の2ヶ月以上前の当社が適当と判断した日にお客さまに通知をすることにより、当社が定めた日を解約日として、電気需給契約を解約できるものといたします。ただし、お客さまおよび当社が合意した場合には、当該解約日を変更することができるものといたします。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合、当社は、電気需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
 - イ 第30条（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日をさらに15日経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに15日経過してなお支払われない場合
 - ニ お客さまが本約款等および電気需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、契約超過金、工事費等その他本約款等および電気需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ヘ お客さまが破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
 - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ その他お客さまが本約款等に反した場合
- (3) お客さまが、第40条（電気需給契約の廃止）第(2)項による通知をされないうえ、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置をおこなった日に電気需給契約は終了するものといたします。
- (4) 第39条（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約し、または第24条（保証金）に基づき追加の保証金の提供を要請する権利を有します。

第44条 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

第7章 工事および工事費の負担

第45条 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、原則として工事着手前にお客さまからその負担金を申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始にいたらないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は当該一般送配電事業者から請求された費用をお客さまから申し受けます。
- (3) その他お客さまの側の事情に基づき当社が一般送配電事業者から接続供給契約に基づき工事費等の費用負担を求められた場合には、原則として工事着手前にお客さまにその工事費を負担していただきます。

第46条 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の二次配線および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の二次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、第(1)項によりお客さまが施設した設備については、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社は、実費に消費税等相当額を加えた金額を申し受けます。
- (5) お客さまが契約容量または契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまに申し受けます。

第8章 保安

第47条 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

第 48 条 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、託送供給等約款に定めるところにしたがい、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、直ちに適当な処置をいたします。
- イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、一般送配電事業者に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更していただくことがあります。

第 9 章 その他

第 49 条 連絡体制

お客さまおよび当社は、安定した電気の供給を確保するために必要な連絡体制を確立および維持するものとし、詳細についてはお客さまと当社が協議の上これを定めることとします。

第 50 条 守秘義務

お客さまおよび当社は、電気需給契約に関して知り得た事項 ((a)受領時点で既に当事者が相手方に対して守秘義務を負うことなく所有・保持していた情報、(b)受領時点で既に公知となっている情報、(c)第三者から適法に入手した情報、および(d)受領当事者の責めによらず公知となった情報を除きます。) につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り、他に漏洩してはならないものとし、ただし、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他やむを得ない場合はこの限りでないものとし、また、電気需給契約の履行のため必要な場合、電気需給契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理を行う者に対して守秘義務を課した上で開示する場合、法令上の根拠に基づきまたは公的機関より開示を要求された場合その他やむを得ない場合はこの限りでないものとし、

第 51 条 暴力団排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的勢力」(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」といいます。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいいます。以下同じ。)) または暴力団員でな

くなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」といいます。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいいます。）ではないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。

- (2) お客さまおよび当社は、電気需給契約締結時において「反社会的行為」（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいいます。）を行っていないことを表明および保証し、また、将来において反社会的勢力とならないことを確約します。
- (3) お客さまおよび当社は、相手方が第(1)項または第(2)項のいずれかに違反した場合は、催告等なくして直ちに相手方に通知することにより電気需給契約を解除することができるものとします。
- (4) お客さまおよび当社は、第(3)項に基づく解除により、第(1)項または第(2)項に違反した相手方に損害を与えた場合においても、一切の損害賠償の責任を負わないものとします。

第52条 管轄裁判所

お客さまと当社との間の電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1 本約款等の実施期日

本約款等は、2026年4月1日から実施いたします。